

第11章 計画の進行管理を推進する体制の強化と仕組みづくり

1 計画の進捗を管理する組織の充実と全庁的な推進体制づくり

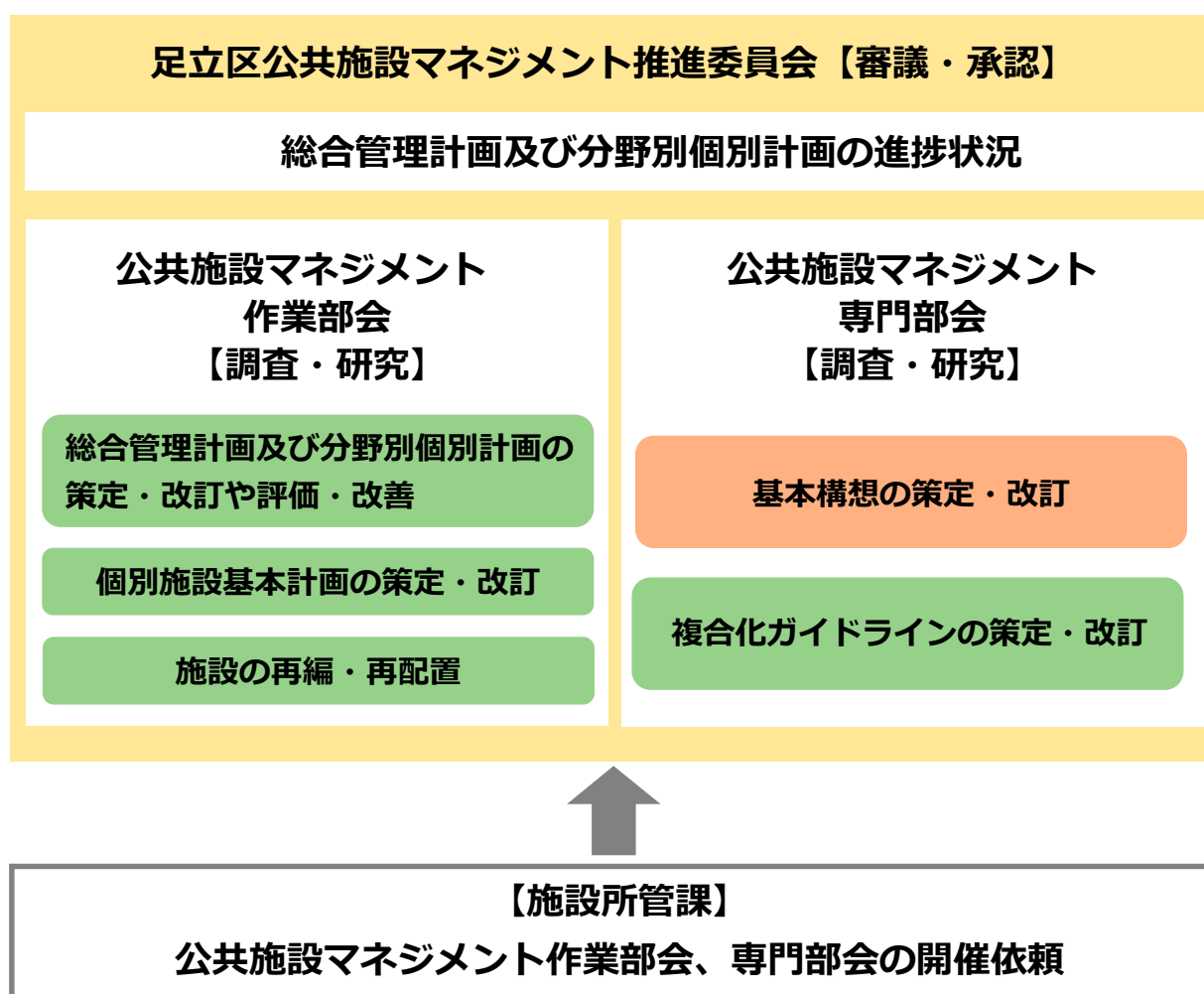
(1) 全庁的に公共施設マネジメントを推進する体制の整備に取り組みます。

ア 公共施設マネジメント推進委員会の充実

平成29年5月に設置した公共施設マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、推進体制の強化を目的に令和5年5月、区長を委員長、副区長を副委員長、庁議メンバーを委員として再編しました。

推進委員会では、総合管理計画の改訂、進行管理、施設の再編、再配置などを審議し、戦略的な公共施設マネジメントを推進します。

図3-2 推進委員会の役割



: 必ず専門部会を開催する項目

: 必要に応じて作業部会及び専門部会を開催する項目

※ 推進委員会は、年に2回開催し、その他必要に応じて開催する。
作業部会及び専門部会は、必要に応じて開催する。

イ 部会の設置

推進委員会に公共施設マネジメント作業部会（以下「作業部会」という。）と公共施設マネジメント専門部会（以下「専門部会」という。）を設置します。

（ア）作業部会の役割

総合管理計画及び分野別個別計画の改訂や評価・改善、施設の再編・再配置などの調査・研究を行います。

（イ）専門部会の役割

複合化ガイドラインの作成・改訂と複合化ガイドラインに基づき、施設建替えの際の基本構想などの調査・研究を行います。

(2) 総合管理計画の進行管理を推進する組織体制の充実を図ります。

行政サービスの向上や、施設の維持管理更新コストの削減に繋げるために、施設所管課が管理する施設の維持管理・利用実態に関する全ての情報を一元化しながら、施設所管課に必要な情報を発信する組織体制を、以下のとおり充実します。

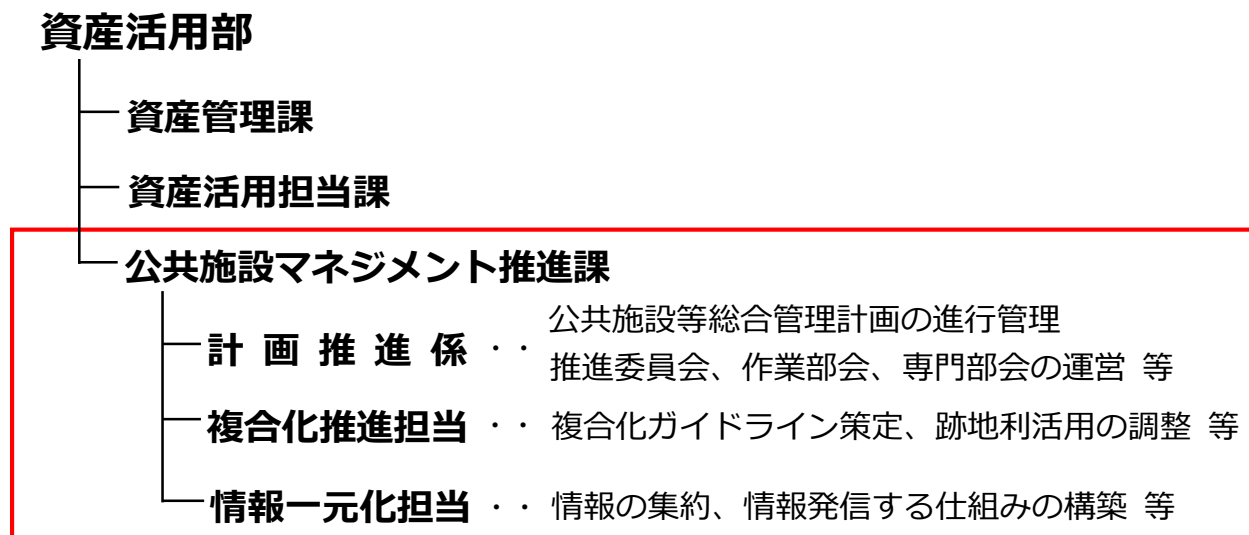
ア 専管組織の整備

総合管理計画を改訂する役割の組織から変更し、総合管理計画の進行管理を担う恒久的な専管組織として、公共施設マネジメント推進課を設置します。

公共施設マネジメント推進課は、推進委員会、作業部会、専門部会の事務局を担い、年間スケジュールを明示し定期的、効率的に推進委員会等を開催します。

施設や機能の集約、全庁的に複合化や跡地の利活用を推進するため、資産活用部として資産管理課、資産活用担当課と一体的な連携体制の充実を図ります。

図 3 - 3 公共施設マネジメント推進課の組織体制



イ 推進委員会の運営

推進委員会は、総合管理計画のPDCAサイクルによる進行管理を取り仕切る組織として、庁内を横断的に調整し庁内全体での連携を担います。

図3-4 総合管理計画を進行管理するサイクルのイメージ

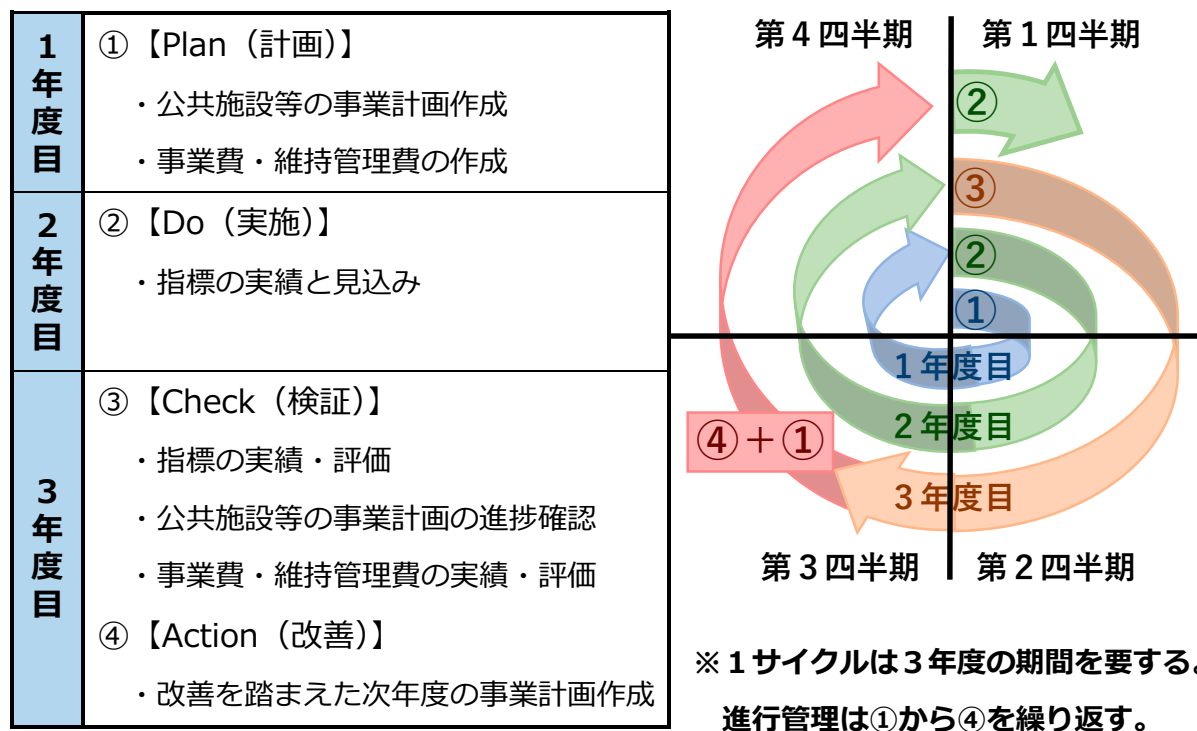


表3-1 公共施設マネジメント推進委員会の年間スケジュール

審議・報告内容		開催時期
1	【1年度目】指標の実績・評価 【1年度目】公共施設等の事業計画（改修・更新）の進捗確認、決算ベースでの事業費・維持管理費の実績・評価、公共施設の築年数の推移報告	第3 四半期
2	【2年度目】指標の実績と見込みの報告 【3年度目】公共施設等の事業計画（改修・更新）の確認、予算ベースでの事業費・維持管理費の見込み	第4 四半期
3	意識啓発、区民説明会、アンケート、官民連携	必要に応じて
4	基本構想、総合管理計画、複合化ガイドライン作成等	必要に応じて

2 PDCAサイクルによる進行管理の仕組みづくり

(1) 明確な指標を設定し、PDCAサイクルによる総合管理計画の進行管理を徹底します。

ア 計画を進行管理するための指標の設定

進行管理に用いる指標は、事案ごとに適切な指標を設定します。また、各事案の進行管理は必要に応じて修正や計画自体の改訂を行い、軌道修正します。

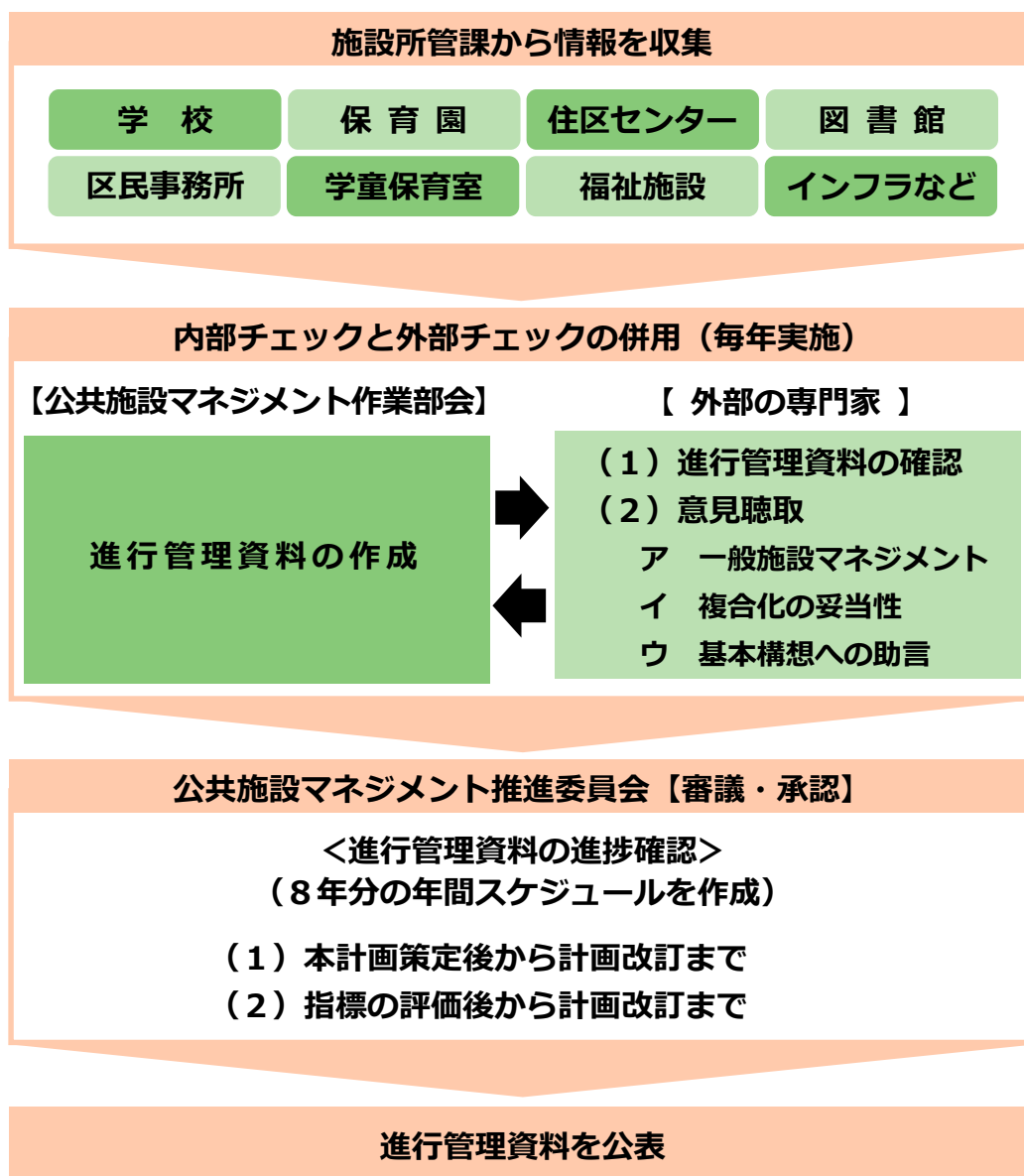
なお、指標は第12章で示します。

イ 計画を機能させる仕組みづくりと進行管理の徹底

公共施設マネジメントを円滑に機能し、総合管理計画のPDCAサイクルによる進行管理を行うため、その仕組みを全庁に発信し浸透させるなど、持続可能な自治体運営の仕組みづくりに取り組みます。

推進委員会に設置した2つの部会が施設所管課の支援を行い、毎年、推進委員会でPDCAサイクルによる進行管理を徹底します。

図3-5 総合管理計画の進行管理の仕組み



- (2) 個別施設計画の進行管理の推進及び施設更新計画の作成により、財政状況との整合性を図ります。

ア 6つの個別施設計画の進行管理

(ア) 個別施設計画の役割

総合管理計画の進行管理を確実に進めるために、施設所管課は自ら管理する施設の中長期的な管理・改修・更新等の考え方を示す個別施設計画の作成に取り組んでおり、現時点で以下に示す6つの個別施設計画を作成しています。

推進委員会は、すべての個別施設計画を一元管理し、施設の状況を総合的に把握し、安全・安心な行政サービスの提供に努めます。

図3-6 6つの個別施設計画

総合管理計画に基づく個別施設計画					
足立区一般施設のマネジメント計画	足立区学校施設の個別計画 (足立区版長寿命型改修計画)	足立区区営住宅等長寿命化計画	足立区道路維持補修計画	足立区橋梁長寿命化修繕計画 足立区橋梁更新基本計画	足立区公園(大型施設)長寿命化計画 足立区緑の基本計画

(イ) 個別施設計画の改訂、運用

今後は、施設の老朽度、健全度といったハード的な情報や、利用実績及び維持管理経費などソフト的な情報についても、進行管理を行うために設定した「短期目標」、「長期目標」を用いながら評価・分析を行い、総合管理計画に整合する計画に見直します。

イ 個別施設計画の進行管理

計画期間は、国が定める基準または上位計画の総合管理計画に準じて進行管理を行います。計画期間において、現状の管理の取り組み状況を把握しながら、8年後の計画改定時期に現計画の振り返りを行い、PDCAサイクルの徹底を図ります。

ウ 施設更新計画の作成

各施設の大規模改修工事や更新工事などの実施時期などを想定する施設更新計画を作成することで、年度ごとに必要となる経費の想定も可能になります。

推進委員会は、各施設更新計画を全庁的に把握し、財政状況との整合性を図りながら、各年度の適切な改修工事等の進捗をコントロールします。

なお、施設更新計画は、作業部会で案を作成し、推進委員会で承認後に策定します。

(3) 公共施設等に係るコストの削減を全庁的に検討する仕組みを作ります。

今後の人口減少や少子高齢社会を見据え、いつまでも「安全・安心」の公共施設を提供していくために、以下の取り組みを行い、将来の行政サービス需要に適切に対応します。

ア 複合化ガイドラインの作成

今後も適切な行政サービスを提供するため、施設の複合化など公共施設マネジメントを進めるために、複合化の考え方や手順などを具体的に示すガイドラインの策定に取り組みます。

施設更新時には、施設機能、施設規模などを定める施設の基本構想の作成を義務付け、全庁が取り組み内容を理解し、複合化を進めていくことができるよう取り組みます。

イ 施設の基本構想の作成

これまでは、施設の建替えなど計画主体は施設所管課が担ってきましたが、今後は、施設基本構想の適切な作成に向け、公共施設マネジメント推進課が支援します。

施設更新を行う際には、複合化ガイドラインに整合する施設計画となるよう事前相談の仕組みを構築し、専門部会にて調査・研究を行います。

その結果を推進委員会で審議、承認後に、施設計画を進める仕組みとなるよう財政担当も含めたルール作りに取り組みます。

ウ 職員の意識啓発

公共施設マネジメントの取り組みを理解し、積極的に関与し自ら考え行動する職員を育成するため、以下の取り組みを行います。

(ア) 職員に対する研修の実施

施設所管課職員だけでなく、広く公共施設マネジメントの取り組みを周知し意識を変化させるため、職員への研修を実施します。

(イ) 公共施設を取り巻く状況の共有

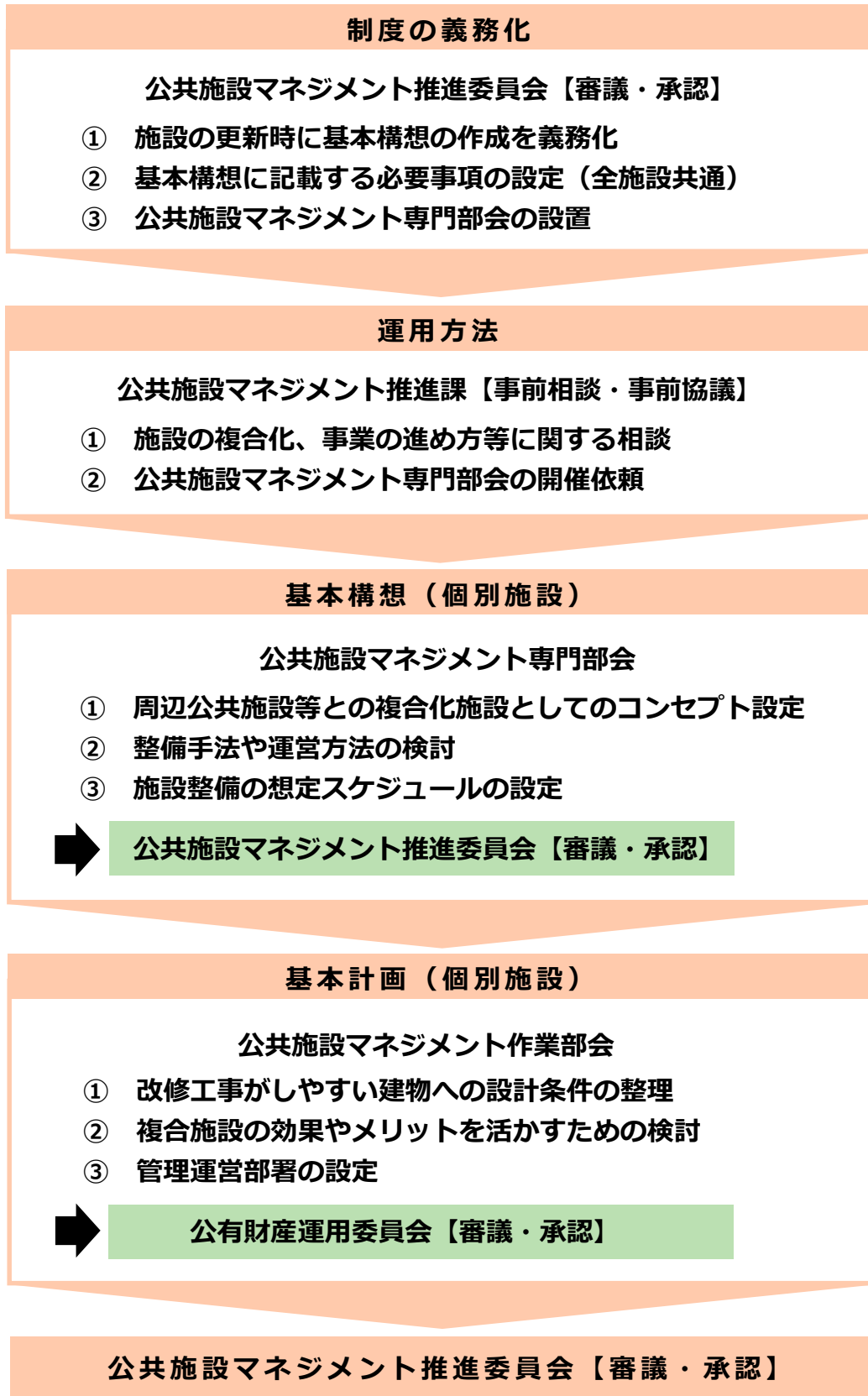
公共施設を取り巻く現状や最新情報など、庁内掲示板などを活用して情報発信に努めます。

エ あるべき行政サービス水準等の検討

人口や人口構造、財政状況などを踏まえ、施設所管課が自ら管理する施設のあり方を定期的に見直す仕組みを構築します。

施設のあり方を見直すための視点として、地域への貢献度や代替施設の有無などを確認しながら進めます。

図3-7 公共施設の複合化を推進するためのフロー



※ ライフサイクルコストは、各計画の段階において考慮する。

3 情報の一元化と区民等への意識啓発を目的とした情報発信の推進

(1) 公共施設等に関する情報の収集に取り組みます。

公共施設等の現状や将来の見込みなど、公共施設マネジメント推進課に情報が集約できる仕組みを構築するため、以下の取り組みを行います。

ア 公共施設に関する情報収集

(ア) 建替えや大規模改修などの情報収集

老朽化した施設の建替えや大規模改修工事などの施設更新計画についての情報を集約します。

(イ) 工事履歴などの情報収集

これまでの工事履歴を集約し、公共施設の健全性にかかる情報を蓄積します。

(ウ) 公共施設等の実態把握

施設ごとの建設年度、利用実績、維持管理経費など施設諸元や実態を把握するとともに、施設の点検、保全情報についても取りまとめます。

イ 施設利用に関する情報収集

(ア) 定期的なアンケートの実施

令和6年5月に実施した無作為抽出による区民意識調査から区民意識の経年変化を継続的に確認するため、今後は2年に一度を目安に区民アンケート等を実施し、調査分析を行っていきます。

(イ) 施設利用者の意向把握

施設利用状況に関する情報は、施設所管課から公共施設マネジメント推進課が一元的に収集・蓄積します。

また、施設を訪問し、施設利用者の意向把握を実施することで、区が提供している行政サービスが区民ニーズに合っているか、継続的に確認を行います。各施設利用者に対し、施設の複合化などの普及を目的としたパネル展示とともに、アンケートによる施設の満足度や要望等の意向確認を行います。

ウ 情報を集約する方法

集約した情報は、エクセル等によるデータ管理を基本としますが、今後は、建物だけではなく、インフラの情報管理も含めて、より良い管理方法を検討していきます。

(2) 一元化した情報を分析、わかりやすく取りまとめます。

ア 施設の利用実態を整理分析し、公共施設マネジメントに活用

推進委員会では、集約した施設の利用実態情報を整理分析し、例えば、住区センターや区民事務所など、同種施設の「利用者数」や「維持管理経費」などと比較することで、客観的な施設評価を行います。

この取り組みを行うことで、計画評価の際に、常に変化・多様化する区民ニーズとの整合性を確認し、年齢構造の変化に合った行政サービスの提供を目指し、行政サービスの提供体制を継続して見直していく土台を構築します。

イ 情報管理・情報の取りまとめ

施設所管課が作成する施設更新計画を公共施設マネジメント推進課が一元的に情報を集約することで、建物の大規模改修や建替えなどを計画的に分散させ、財政負担の平準化に努めます。

また、施設の集約化や複合化といった施設再編情報も一元的に把握することで、施設跡地にかかる利活用について、資産管理課、資産活用担当課との連携、情報共有を図り、行政財産が持つ価値の最大化に努めます。

(3) 取りまとめた公共施設に関する情報を発信します。

公共施設マネジメントの推進について、公共施設マネジメントの取り組みに共感してもらえるサポーターを増やすため、以下の取り組みを進めます。

ア 公共施設マネジメントの推進に有効な情報発信に取り組みます

総合管理計画で示す公共施設を取り巻く区の現状や課題、課題解決の取り組みの情報を、様々な手段で発信します。

区のホームページやSNSの活用、区のイベントへの出展、町会・自治会の定例会や掲示板の活用など、区民への情報提供に積極的に取り組みます。

また、職員向けに研修を実施するなど、施設所管課の職員が共通の目的意識を持ち、実際に行政サービスを利用する区民の理解を得ることができるよう取り組みを行います。

イ 議会、区民との情報共有、意見交換

公共施設マネジメントを推進するためには、議会並びに区民の理解を得ることが必要不可欠です。

議会には、定期的に進捗状況や新たな取り組みを報告するとともに、区民に対しては、総合管理計画の意識づけを目的とした定期的な区民フォーラムや講演会、地域別のワークショップを企画するなど、将来の公共施設等のあり方について、より丁寧な説明を行い、幅広い年齢層や地域の区民と意見交換ができる機会を設けます。

4 足立区の資産を効果的に活用する組織体制と人材育成の推進

(1) 官民連携手法の導入を推進するための環境整備に努めます。

行政サービス機能の複合化、集約化とともに、区職員の事務負担の軽減や、施設管理の質の向上などの可能性を検証し、検証結果の共有や施設所管課が活用できる支援体制を構築するため、以下の取り組みを行います。

ア P F I等の官民連携手法の検討

行政サービス機能に民間活力を導入するために、民間ニーズの把握やアイデアの活用ができるよう P P P / P F I など民間や外部の力の活用を検討していきます。

イ 包括管理委託等の導入に向けた研究

民間事業者へのサウンディング型市場調査などを行い、公共施設等の運営を包括管理業務委託や指定管理者制度など導入に向けた研究を行います。

ウ インフラ施設の維持管理委託の検証および拡充に向けた研究

区が導入している道路や公園の維持管理委託を検証し、今後は、複数の施設を包括するなど、さらなる維持管理委託の拡充について、可能性を研究していきます。

エ 民間活力の導入に向けた庁内への仕組みづくり

施設所管課がリースや P F I、コンストラクション・マネジメント⁵⁰ など民間や外部の力を活用などの導入に取り組めるよう、全庁でノウハウを共有する仕組みづくりや、施設所管課をサポートする体制づくりに取り組みます。

(2) 区有地の民間への貸付、売却など、財源の確保を図ります。

施設跡地に係る利活用は、貸付を基本とし、資産管理課、資産活用担当課との連携、情報共有を図り、行政財産の価値最大化に努めます。

ア 区有地の貸付

地域ごとに状況や要望等を鑑みながら活用を検討し、民間活用を図る区有地は、民間事業者からサウンディング型市場調査を行い、プロポーザル等により民間事業者への貸付に取り組みます。

イ 区有地の売却

公共的な目的での利活用や公共・公益性の高い事業者への貸付が困難な区有地は、地域との調整を行いながら売却に取り組みます。

50 コンストラクション・マネジメント：建築主の立場で、コスト削減や品質改善等を行う業務のこと。

(3) 職員の意識改革とノウハウ・技術力の継承に取り組めます。

将来の人口減少が予測され、職員の人員確保も厳しい状況が想定されることから、限られた人員で業務が継続できるように、以下の取り組みを進めます。

ア 職員の持つノウハウの活用と維持・継承

公共施設マネジメントに区が主体的に取り組み続けるために、職員の持つノウハウや技術力を組織内で継承すると共に、次の担い手となる若手職員の育成に注力していきます。

(ア) 担当職員の技術研修等の実施

公共施設の維持管理に要する財政的・人的負担を軽減するため、職員のノウハウ継承や職員研修による技術水準の維持に努めます。

(イ) 先進事例、最新情報の共有

先進事例や最新情報を全庁的に共有するとともに、民間の技術やアイデア・ノウハウを活用する手法を研究し、導入を推進するための環境整備に取り組めます。

イ 積極的なアウトソーシングを展開し庁内のマンパワー不足を解消

施設の建替え更新時には、リースやPFIなど官民連携手法の導入やコンストラクション・マネジメントといった、民間デベロッパーや専門サービスを持つ民間のノウハウやリソースを活用することで、将来的な庁内のマンパワー不足の解消に取り組めます。